

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年12月1日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第2項の規定により、東京都市公平委員会共同設置規約(昭和42年4月1日規約第1号)の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体に青梅市及び浅川清流環境組合を加えるため、本案を提出するものであります。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

東京都市公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「三鷹市」を「三鷹市、青梅市」に、「ふじみ衛生組合」を「ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に青梅市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

東京都市公平委員会共同設置規約の一部を
改正する規約

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 規 約

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、東京市町村総合事務組合

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に青梅市公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求は、この規約による公平委員会に対してなされた勤務条件に関する措置の要求、不利益処分の審査の請求及び市立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求とみなす。

旧 規 約

別表

立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、小平・村山・大和衛生組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、ふじみ衛生組合、東京市町村総合事務組合